# 草加市学校におけるいじめの防止等のための基本的な方針 (改定案)

## 概要版

改定案の入手場所		指導課・情報コーナー 草加市ホームページ(「市政」 「告示・情報公開」 「パブリックコメント」)に掲載
ご意見の	受付期間	平成 3 0 年 2 月 5 日 ~ 平成 3 0 年 2 月 2 8 日 消印有効
	提出方法	郵送、FAX、直接持参 電子メール(shido@city.soka.saitama.jp)
お問い合せ先		草加市教育委員会教育総務部指導課 生徒指導係         住 所 〒340-0015         草加市高砂2-1-7 ぶぎん草加ビル4階         電 話 048-922-2748(直通)         FAX 048-928-1178         郵送で提出される方は次の住所へお願いします。         住 所 〒340-8550 草加市高砂1-1-1

草加市教育委員会

#### 「草加市学校におけるいじめの防止等のための基本的な方針」(改定案)の概要

(下線は主な改定箇所)

#### 第1章 いじめの防止等についての基本的な考え

1 基本理念

市及び教育委員会・学校・保護者等は、それぞれの責務を自覚し、相互に連携して学校におけるいじめの防止等に取り組むものとする。

- 2 「いじめ撲滅サミット宣言」
  - 一、お互いを認め合い、助け合います。 一、いじめを見すごしません。
  - 一、相手の気持ちを考えて行動します。 一、笑顔いっぱいの学校をつくります。
- 3 いじめの定義

「いじめの認知」、「一定の人間関係」、「物理的な影響」について具体的に明記

4 責務等

市及び教育委員会、学校、保護者、市民及び事業者の責務を明らかにする。 子どもの責務については、「子どもに対して」とし、大人として子どもをどのように健全 育成に導くかを明記した。

5 いじめの防止等に関する基本的な考え

#### 第2章 市及び教育委員会が実施する施策

1 教育委員会が実施する施策

教育委員会は、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進する。

- ○教育相談体制、生徒指導体制の充実
- ○学校・家庭・地域の連携及び子ども教育の連携の推進
- ○教職員研修の充実による教職員の資質向上
- ○学校人権教育の推進

インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

- 2 出席停止制度の運用
- 3 草加市いじめ対策連絡協議会の設置 いじめの問題に係る関係機関の意思疎通を図り、情報を共有する。
- 4 教育委員会の附属機関「草加市いじめ問題調査対策委員会」の設置 基本方針に基づくいじめの防止等の対策を実行的に行う。重大事態の際は調査機関の 役割を担う。法28条第1項 重大事態 学校設置者の下に設ける組織として兼ねる。

#### 第3章 学校が実施する施策

- 1 学校が実施する施策
  - (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、自校のいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

(2) 学校の「組織」の設置

各学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、複数の教職員等によって構成される「組織」を設置する。

(3) 学校の「組織」を核とした「いじめ問題」への対応

未然防止~いじめを生まない、許さない学校づくり~

早期発見~いじめを直ちに発見できる学校づくり~

事案対処~いじめを解決し、繰り返さない学校づくり~

#### 2 いじめに対する措置

各学校は、いじめの通報及び相談を受けたときは、いじめの事実の有無の確認を行うた めの措置を講じ、さらにその結果を教育委員会に報告する。

- (1) 発見、通報
- (2) 報告
- (3) いじめの解消

いじめの解消の判断は、単に謝罪をもっていじめが解消したとするのではなく、いじ めが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があ る。

いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行 われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期 間とは、少なくとも3か月を目安とする。

被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童等がい じめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童等本人及び <u>その保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。</u>

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」 状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校 の教職員は、当該いじめの被害児童等及び加害児童等については、日常的に注意深く観 察する必要がある。

3 学校における「いじめ問題」への具体的な組織対応例

#### 第4章 重大事態への対処

< 重大事態の意味 >

法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」

- ○児童生徒が自殺を企図した場合
  ○身体に重大な傷害を負った場合
- ○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号の「相当の期間」

国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だ けでなく、状況や状態等、個々のケースを十分把握する必要がある。

子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、そ の時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとし ても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

- 1 重大事態の発生と調査
  - (1) 重大事態の意味
  - (2) 発生時の報告及び通報・相談
  - (3) 調査
- 2 いじめを受けたの子どもへの対応
- 3 いじめを行った子どもへの対応
- 4 いじめを通報した子どもへの対応
- いじめが起きた集団及び周囲の子どもたちへの対応
- 6 保護者への対応
- 7 地域や関係機関等への対応

### 意見提出書

【意見募集期間:平成30年2月5日(月)~2月28日(水)】

政 策 名	草加市学校におけるいじめの防止等のための基本的な方針(改定案)
お名前	必ずご記入ください。
ご住所	必ずご記入ください。
電話番号	
ご意見をどうぞ・・	ご意見が多い場合は別紙でお願いします。
L	

貴重なご意見をありがとうございます。

お問い合わせ 指導課 生徒指導係 TEL 048-922-2748 (直通)

いただいたご意見については、同趣旨のご意見ごとにまとめ、それに対する市の考え方や その後の制定経過をホームページで公表いたします。